

# 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第14回） 議事録

1. 日 時：平成28年2月19日（木）10:30～12:00

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 国際担当（The Japan News主筆）
神門 典子	国立情報学研究所情報社会相関研究系教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

（内閣府）

酒井 庸行	内閣府大臣政務官
松山 健士	内閣府事務次官
西川 正郎	内閣府審議官
河内 隆	内閣府大臣官房長
福井 仁史	内閣府大臣官房審議官
森丘 宏	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

資料1 海外専門家招聘報告

資料2 国立公文書館の機能・施設の在り方についての基本構想（案）（概要）

資料3 国立公文書館の機能・施設の在り方についての基本構想（案）

○老川座長 ただいまから第14回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会いたします。本日は、酒井大臣政務官にも御出席をいただいています。それでは、これから議事に入ります。

まず、1月25日、26日に行ったフランスの公文書管理関係者からの意見聴取について報告をいただき、その後、国立公文書館の機能・施設に関する基本構想案について御議論いただきたいと思います。最初に、フランスの公文書管理関係者からの意見聴取の概要について、事務方から報告をお願いします。

○森丘課長 資料1「海外専門家招聘による視察・ヒアリング報告」でございます。1ページ目を御覧ください。「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査（海外専門家招聘調査）」であります。1月25日、26日の2日間、国立公文書館の北の丸本館とつくば分館を、フランスの公文書管理関係者に視察いただいております。その際、右側に「調査参加委員等」としておりますが、永野委員、松岡委員にも北の丸本館の視察の際に御参加いただいております。また、広島女学館大学の永野晴康講師にも参加いただきまして、26日にはつくば分館も御覧いただいております。招聘を受けた専門家は、写真の3人の方で、いずれもフランスの公文書館の方です。このうち、ガエル・シュナール氏は県の公文書館館長で、フランスでは、国から出向した職員が各県の公文書館館長を担当しているということです。

2ページ目は、調査・研究支援機能についてですが、閲覧室等を御覧いただき、ディスカッションをいたしました。現況の評価ですが、資料閲覧、マイクロフィルム閲覧、情報検索など、機能毎にエリアが明確にされている点については、評価していただいております。今後の施設整備に向けた示唆ですが、インターネットによる利用者の拡大により、閲覧室に求められる役割は変化しており、単に閲覧する場ということではなく、調査研究のためのコンサルタントやディスカッションの場へ変わっていくのではないかということが1点です。他には、検索手段の充実や自力で調査することが難しい利用者の方に手厚く対応することにより、来館して利用する方への利便性を高めることも必要ではないかということです。施設面では、バリアフリーの対応が必要ではないかという示唆がありました。右側にフランスの例を写真で紹介させていただいております。それから、閲覧室は必須の機能でありますけれども、利用のニーズが流動的であるため、容易に改装できるような可動性が必要ではないかということでした。また、利用者、研究者が調査を進めるために、ネット環境、例えば、Wi-Fi設備等の整備も検討してもよいのではないかという示唆がありました。

3ページ目の展示・学習機能について、現況の評価は、与えられた条件の中で努力をしているが、展示ケースの高さについて、車椅子の利用者が見にくいのではないかという指摘のほか、展示物がライン上に並んでいて高さが一定であるため、見る人からすると疲れやすいのではないかという指摘がありました。今後の施設整備に向けては、公文書だけではなく、映像や他の資料との組合せ等により、公文書への理解を深め、一般の人々の興味・

関心を醸成することが望ましいのではないかという示唆がございました。それから、明日の利用者、明日の研究者となる子供たちや学生を呼べるような展示が望ましいという示唆もいただきました。施設面ですが、車椅子の利用者や子供への配慮が必要ということで、展示位置の高さ等の配慮が必要ではないかということでした。それから、一定ラインによる展示ではなく、視線や動線も配慮して、大きさや高さの違う展示ケースや、映像も含めたインタラクティブなものを入れることで、展示に変化をつけるとよいというアドバイスをいただいています。4 ページ目ですが、フランスでのワークショップやイベントの例を、5 ページ目にかけて写真も含めて御紹介しております。

4 ページの2つ目の項目、専門担当者の配置ですけれども、学習・教育の担当は、パリ館とピエールフィット館を合わせて20名で、必要に応じて外部と連携しているということです。また、展覧会のコンテンツづくりには外部有識者の委員会を設けて、展示の骨組みを組み上げていくということで、博物館や美術館等のキュレーターとの交流も盛んに行われており、終了後もアフターイベントとして活動内容を利活用しているということです。5 ページ目、フランスでは学校団体の受入れに積極的でございます、幾つか写真で紹介させていただきます。

6 ページ目に進みまして、つくば分館も御覧いただき、保存・修復機能について現況の評価と助言をいただいています。まず、保存機能に関する現況に関しましては、つくば分館の保存環境について、総じて高く評価していただきました。また、つくば分館にも貴重書庫がありますが、床がブナ、棚がスギ、引き出しはクスノキ材という素材の使い分け等について関心を持っていただいたということでもあります。今後の施設整備に向けた示唆ですが、機能面では、利用頻度で保存施設を分けるというよりは、何をデジタル化してインターネットで利用できるようにするか、しないものは何かということを踏まえ、利便性が高いところに置くべきものとそうでないものを分別するということを示唆いただきました。それから、保存の観点からは、他施設が所蔵する原本資料を移送して利用するというのではなく、ニーズがある場合には、オンデマンドによりデジタル化を行って利用に供することを検討するとよいのではないかという示唆がありました。そして、施設面ですが、空気の循環や非常時のガス消火のために、書架と天井の間に空間を設けた方がよいということや、排架の簡便さ、出納・管理の観点から、バーコードによる資料管理を検討してもよいのではないかということなど、具体的な示唆もいただいています。

7 ページ目は、修復機能です。現況につきましては、右側に国立公文書館本館の修復室の写真がありますが、修復環境や修復方法等について高く評価していただいています。それから、用途に応じて和紙の質感や厚みを変えるとといった工夫に高い関心を示されました。また、フランスでも羊皮紙の修復に和紙を使う場合が増えてきているという話もありました。今後の施設整備に向けて、保存と修復は、緊急時の措置も可能な近接した場所で行われる必要があるため、書庫があるところには必ず保存・修復機能を持たせるべきであるという示唆をいただきました。また、災害時には、事故や損傷など緊急対策全体を統括する

ために、それぞれの施設にある程度の知見を有した職員、判断する権限のある者を配置する必要があるのでないかといった御指摘もいただいています。

○老川座長 色々と参考になることは多いと思いますが、永野委員、松岡委員は同行されていますので、何か補足的な御意見がございましたら。

○永野委員 今回お会いした3人の専門家の方々はかなり実務的なことも詳しく、かなり詳細にわたった質問もしたので、どうしているかが分かりました。私自身は、平成26年にフランス現地の国立公文書館も見せていただきましたので、2つの施設をうまく繋げていらっしゃるの、日本の一つのモデルになると思いました。ほとんど資料に書いていただいているのですけれども、少し印象に残ったことを2、3申し上げます。私が一番興味を持っていたのは、フランスでは色々なテーマでイベントを開催しており、それがどのようなメカニズムで動いていくのかということについて、基本的にはそのテーマを決めることに少し時間をかけて、テーマが決まってから組織をつくっていくという感じでした。4ページ目には20名と書いてありますけれども、これは展示を動かしていく担当の人数です。普段から外部の教育委員会やNPO法人といった人たちと繋がりを持っていて、テーマが決まるとそこで小さな組織をつくり実施するという考え方とのことでした。そして、今までは、テーマについて単発でイベントを開催するという形をとっていたのだけれども、それだとなかなかうまくいかないの、テーマに関連して、文書館を持っていないようなところであっても、劇を上演したり、1つのテーマで色々なイベントを短期間で動かしていくことによって盛り上げるというような方法をとっていることが非常に印象的でした。そのために、4ページの写真にあるような劇場も要るし、イベントを開催するコーナーも必要だし、ワークショップも実施したい。そのような形で、テーマに対して様々なイベントを動かしているということです。その時に、イベントを盛り上げる人が内部側にいないと上手くいかないということを強く仰っていたのが印象的でした。つまり、企画側はやはり職員であるということです。

もう一つは、ウェブ化にはかなり力を入れているということも仰っていて、幾つかの実験のデータをいただいたのですが、色々なインターフェースを用意して、専門家がどうアプローチするのだろうか、それが一般人だったらどうだろうか、市民だったらどうだろうかなど、そのようなことを全部分析して、4通りくらいあったでしょうか、それらのアクセスに対して分析をして、同じデータに対して何重にもアクセスできるものを使っていると仰っていて、ガエル・シュナール氏がかなり専門的な方で、色々と細かいことを教えていただきました。それから、SNS、ビデオ、フェイスブックなど、今の若者が使っているものにできるだけリンクして情報を発信しているということです。特に、イベントなどを開催する時には必ずホームページにPRを掲載する等、インターネットから色々と広報活動をし、それを運用することに非常に力を入れているようでした。私が印象に残った言葉として、建物同様にウェブ設計が重要だと仰っていたので、日本の場合は、新たな国立公文書館に向けて検討する際に、建物だけではなく、それをどう機能させていくかということに

についても、是非チームをつくって進められればよいなと思いました。

○松岡委員 特にデジタル化の問題ですけれども、フランスの場合は、日本に比べて所蔵する資料が2桁くらい多いこともあり、デジタル化自体がそれほど進んでいないようです。しかし、非常に大事な要素なので、これから進めていきたいのだけれども、その場合、やはり一番大事なのは目録をきちんと整備することだということでした。特にデジタルで何があるかが分かれば、実際に現物の資料しかなくて、デジタル化していない資料についても、現地に行けば見られるということもあるので、このデジタル化の一番の要点は、その目録の整備であると。それから、先ほど永野委員の御指摘もありましたけれども、特にどのようなものをデジタル化するかというところで3つくらい挙げていまして、1つ目は、特に閲覧数の多いもの、2つ目に、いわゆる数字のデータ、一覧表になっているようなデータです。3つ目は、感心したのですが例えば、写真、絵、図面、土地台帳のような、なかなか文字では表現しにくいものをデジタル化することが大事ではないかということで、ここから考えられるのは、やはりいかに利用を拡大していくかという観点ではないかと思いました。

○老川座長 もっともだと思いながら聞いていましたが、これについて皆様方から御自由に御意見、御発言をいただきたいと思います。

○井上委員 デジタル化の関係で、6ページを見ると、「今後の施設整備に向けた示唆」の、機能面の2ポツ目で、他施設が所蔵する原本資料を移送して利用させるのではなく、ニーズがある場合にオンデマンドによるデジタル化を行っていくことも考えられるのではないかという意見があったということですが、フランスでは、実際にオンデマンドでデジタル化するサービスが行われているということでしょうか。ピエールフィット館と本館はそれほど距離が離れていないと伺っていますが具体的にどのような体制になっているか伺いたいと思います。

○森丘課長 実際にやっていると伺っております。確か幾つかの国でそのようにしていると伺っております。

○神門委員 今のオンデマンドでというのは、十数年前くらいに図書館界では閲覧数の多いものからデジタル化するという一つの方策として、オンデマンドでということも進められていたので、一つの方策かなと思います。私も昨年度、永野委員とヨーロッパの公文書館を見学させていただいたのですけれども、今、御報告にあったように、色々な機関をまたいでイベントを構成してデザインしていて、展示物なども、公文書は基本的には文字情報であり、それだけではアピールしにくいので、例えば、博物館や美術館、大学などといった色々なところから借りて、マルチメディア化を図っていました。さらに、劇場を活用したり、ワークショップを実施するなど、魅力的なイベントを開催しているので、是非、省庁横断的に色々な部署や機関と協力して展示や企画を考えられるような体制を御提言いただければと思います。

○老川座長 フランスの場合は、今仰ったように、博物館や美術館などと一緒に色々なイ

ベントを開催しているようですが、これは何かテーマを決めて実施しているのでしょうか。それとも、常時そういうことを実施しているということでしょうか。

○永野委員 先ほど少し申し上げましたように、テーマを決めてから実施しているようでした。何のテーマにするかについては、パリ館、ピエールフィット館のどちらからも提案があるそうで、はパリ館の方が人が集まるので、企画はピエールフィット館から行っても、展示はパリ館で開催することもあるし、逆の場合もあるということです。こうした展示を実施する際の仕組みについて、平成26年に現地を視察した当時は、あまり細かいところまでは分からなかったのですが、今回、招聘を受けていらっしゃった方々から聞くと、まずテーマを決め、そこからチームをつくって実施しているということです。イベントの6カ月ほど前から動かしていくような形で、イベントが終わった頃には、また次のテーマをディスカッションしているようでした。ですから、常にテーマで何か動いているわけではないという感じでもあります。

○神門委員 実際、展示物などもテーマに合わせて美術館や博物館などから借りてきたり、例えば、ある時代の文書を展示する場合は、その時代の関係のある何らかのアーティファクトを借りたりという形で展示を構成されているようでした。

○老川座長 確かに、1つのテーマでも、それに関連した色々な資料、例えば絵画や仏像など、そういうもので博物館や美術館が所蔵しているものなどと一緒に見せてもらうと、非常に立体的に理解できることは多いと思いますので、このようなやり方は必要なという印象を私も受けました。

○森丘課長 関連しまして、3ページの下に、リヨン郡公文書館の「リヨンにおけるイタリア移民」を紹介させていただいておりますが、展示会に合わせてコンサートを開催するなど、館の内外でイベントを行ったと伺っております。移民の方だけではなくイタリアからも来館があるなど、そういった展開になっていることを御紹介させていただきます。

○老川座長 博物館などの他機関から借りる場合、上手くいっているのでしょうか。例えば、日本などの場合ですと、博物館側は自分のところにたくさん集客するという点で、他機関から色々なものを集めることには熱心だけれども、自分のところで所蔵しているものを他機関に貸し出すことについては非常に抵抗感が強い傾向もあるように思われます。そうすると、せっかく展示の充実によって一般の人々の興味・関心を醸成しようとしても進まないことになってしまうのだけれども、フランスなどの場合はそのあたりは割と抵抗感なく行っているのでしょうか。

○永野委員 そこまでは伺っていないから分からないのですが、逆に言えば、うまくいっているところを集めていると考えてもいいと思うのです。日本の場合でも、美術館などでイベントを開催するとき、例えば、琳派の何かといったテーマでも、その美術館に全部あるわけではなくて、そのテーマの期間は他機関から借り出して開催しています。ですから、同じような感覚で、あるテーマに対して、そういう物理的な資料も貸してくださいということは、多分コンセンサスは得られるのではないかという気はします。

○老川座長 他にこの点について御意見はございますか。ないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。

○森丘課長 資料2と資料3で、基本構想案の概要と本文を用意しております。資料3の本文で説明させていただきます。1ページ目の趣旨・背景から始まります。「(1) 国立公文書館の果たす機能の重要性の高まり」でございまして、公文書は、政策決定過程やそうした決定がなされた時代の変遷をたどるための歴史的事実の集積であること、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民の主体的な利用に供されるべきものであるということについては、平成26年度の提言で非常に熱心に御議論いただいた点であり、総論的な重要性について、今年度の基本構想でも引き続き記載しております。

続きまして、国の歴史資料として重要な公文書等を保存する国立公文書館は、我が国が歩んできた歴史や目指してきた価値を、文書や記録という形で世代を超えて受け継ぎ、現在の主権者たる国民に対して説明責任を果たすとともに、次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ学ぶ機会を提供することで、将来に繋げていく機能を果たす、いわば我が国の過去・現在・未来を結ぶ存在であると、国立公文書館の位置付けも記載させていただいております。

2ページから4ページにかけては、現在までの状況として、国会や政府の動きについて記載しております。

5ページ目からの基本的な考え方を説明させていただきます。「(1) 新たな国立公文書館像の方向性」でありまして、①、②、③と3つの横串、方向性をまずは最初に述べさせていただいております。「① 国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ『場』としての役割の発揮」について、公文書等を「国民共有の歴史的・文化的な資産」と捉えた場合、国立公文書館には、多様な分野や世代の人々が訪れ実際に公文書等の原本に接する機会を提供することにより、国のかたちや国家の記憶を現在を生きる人々に伝え、かつ将来に繋いでいく「場」としての役割を果たすことが求められております。そのためには、国立公文書館は、国民が、憲法を始めとする重要な公文書の原本の展示や公文書を活用した学習などを通じ、我が国の歴史に親しみ学び、誇りを持てるような施設であるとともに、世界に対しても、我が国の成り立ちやたどってきた歴史、それに対する国民の関心と誇りの高さを伝え、誇れるような存在となることが望ましいとしております。そのような「場」としての機能を十分に果たしていく前提として、国立公文書館自体の存在意義について国民に広く認知されることが不可欠ということで、単に過去の文書を保存する施設にとどまらず、我が国の意思決定の過程をたどれる歴史公文書等を通じ、これからの国づくりを進める上で礎となる知的資源を提供する、未来に向けた積極的な意義を持つ施設という認識を広く醸成することが重要としております。このあたりまではかなり昨年の提言を引用というか、抜粋した形にさせていただいております。

②、③は今年度に御議論いただいたことを集約しておりまして、まず、「② 我が国全体の歴史公文書等の保存・利用等の取組推進の拠点としての役割の強化」です。これは今

年度の議論で、7ページの(2)に列記しております色々な機能それぞれにつきまして、国立公文書館はネットワークのハブやセンターになるべきという御議論がかなりございましたので、一括して②で書かせていただいております。2つ目のパラグラフですけれども、国立公文書館には、歴史資料として重要な文書を保存する諸機関や地方の公文書館等とのネットワークを形成ということで、その拠点としまして、歴史公文書等の収集・情報提供、保存・修復、デジタルアーカイブ化、あるいは人材育成等の取組において、センター的機能を発揮することが期待される。特に、地方の公文書館については、十分な体制を確保することが難しい施設もあることから、国立公文書館が積極的に支援を行うことが求められると整理しております。

続きまして「③ デジタル化の進展を始めとする時代の変化を見据えた施設整備やサービスの展開」ですが、デジタルアーカイブ等のデジタル化についても非常に熱心な御議論をいただきまして、1つ目のパラグラフの下で2行ですけれども、デジタル化の流れは加速することはあっても後退することはないとしております。次のパラグラフですけれども、諸外国においても、デジタル化は世界的な潮流となっているということで、こうした時代の変化を捉え、デジタル化がより進展した将来を見据えた上で、そこにおける国立公文書館に求められる役割やそれにふさわしい施設・サービスはどのようなものかといった、現代的な観点も加味する必要があるとしております。

「(2) 新たな国立公文書館に求められる機能」ですけれども、これまで議論していただいた諸機能を一覧できるようにしてございまして、次のページ以降、それぞれの機能について議論を集約しております。

次に8ページ目、「(1) 収集・情報提供機能」です。最初のパラグラフの下の方に、「より積極的な役割を果たすことが求められる」とさせていただいており、現状のところでは、歴史公文書等の収集機能について、寄贈・寄託を受け入れる窓口はあるものの、体系的・組織的な調査に基づく積極的な働きかけを行うための体制は整っていないとして、既に説明しているようなことを記載しております。

今後の展望ですが、要は、積極的な働きかけを色々と行っていくということで、まず、「① オーラルヒストリーの実施等による収集活動の拡大」として、従来行っている寄託・寄贈の受入れに加え、購入やオーラルヒストリーといった新たな手段を取り入れる。それから、公文書に限らず、民間に所在する資料についても、写真、映像、音声といった多様な媒体のものも含めて幅広く収集することが有効であるとしております。先ほどフランス招聘の報告の際に1つ御紹介しようと思ったのですが、フランスでも民間の私文書はかなり積極的に受け入れているようで、特徴的な政策であるということをご併せて紹介させていただきます。

次に9ページ目の「② 収集に係る情報集約・広報強化」です。収集活動自体の拡大に加えまして、所在情報の把握に向けた調査研究や、購入の前提として、古書市場等での歴史的文書の流通情報の把握などが必要になってきますので、収集すべき文書に係る情報の

集約を図るということで、国立公文書館が個人や団体の所有する歴史公文書等の収集を行っていることについても積極的に広報して、社会的な認知を高めていくことにより、重要な歴史公文書等が国立公文書館に收容されやすいといった土壌、雰囲気を作っていくことも重要であるとしております。

「③ デジタルによる他機関所蔵文書の収集及び所在情報の横断的な集約・提供」ですが、海外も含めた様々な機関・施設が既に所蔵している歴史公文書等を国立公文書館に全て集約することは恐らく現実的ではないだろうということで、ただ、デジタルであるならば、デジタル複製の入手という形で収集を図りつつ、国民の主体的な利用に資するよう、その所在情報を横断的に集約し、提供していくことが重要であるとしております。この際、目録情報の集積・提供、あるいは横断的な検索システム、それから、レファレンスのためのネットワークの構築等によって、国立公文書館がこの分野におけるセンター的な機能を果たす必要があることを指摘しております。

「④ ①～③のための体制整備及び予算確保」については、所在情報の把握に向けた調査研究は既に予算を要求させていただいておりますけれども、古書市場等での歴史的文書の流通情報の把握あるいは購入や、オーラルヒストリーなど、そのための人的体制や購入予算などが必要になってくるだろうということです。「⑤ 立法府文書の移管に係る積極的検討」も、収集の一環として記載しております。

次に10ページ目ですが、「(2) 展示・学習機能」です。4つ目のパラグラフについては海外専門家招聘を踏まえ、フランスでは、展示・学習活動における積極的な活動の展開と実績が、国立公文書館に対する社会的評価の高まりや体制強化に実際に繋がった時期があったという話を伺ったことから、このような例にも学ぶべき点は多いということに触れています。

続いて、11ページ目ですが、今後の展望です。「① 国際的な水準を満たした展示施設の整備」について、昨年度から今年度にかけて、諸外国や国内類似施設を調査していただきましたけれども、国立公文書館においては、本格的な展示機能を持つ施設を整備する必要があるだろうということです。具体的には、重要な公文書の原本を展示するために、セキュリティや照度・温湿度の管理等といった面で国際的な水準を満たした、十分な展示スペースを確保するとともに、様々な形状・媒体の文書を高低差をつけて配置するという一方で、先ほどフランスの方々の指摘も御紹介しましたが、来館者の視線や動線に配慮した展示ができるような設備を備えるべきとしております。

「② 魅力ある展示手法の開拓」については、例えば、タッチパネルなどのインタラクティブな展示や、映像やグラフィックを交えた展示等、より来館者の興味・関心を高める様々な手法でして、さらに、一つのテーマを展示する際に、国立公文書館が所蔵する資料のみならず、他機関の所蔵する資料も併せて展示するということが先ほど御議論いただきましたように、有効であるとしております。

「③ 学校教育との連携による学習活動の積極的展開」について、例えば、教員や教科

書会社への働きかけも含め、そのような教育機関等との連携が色々と考えられるということとは、本調査検討会議で随分御議論いただいたことであります。

「④ 外部との連携等による担い手の充実」について、先ほどフランスでは20名と資料にもありましたが、そのような専門知識を持った職員の育成・確保ということに加えて、企画に則した外部の有識者の方々と連携することで、公文書館における展示や学習に関する質の向上を図るべきであるとしております。

次に12ページ目の「(3) 保存・修復機能」です。現状の保存のところの最初の○を御覧いただきたいのですが、これは何度も御紹介している数字ですが、諸外国の公文書館の書架延長に比べまして、現状の書庫の利用状況は、本館35km、つくば分館が37kmと少し不十分で、平成31年度頃に満架に達する見込みであることを記載しております。

続いて13ページ目の今後の展望ですが、「① 受入れ文書の拡大や利用の増加にも対応し得る書庫の整備」には、「今後50年分」と書かせていただいておりますが、十分な規模が必要であると考えております。

「② 適正かつ効率的な保存環境の確立及びバックアップ設備の整備」について、書庫区画の最適化や媒体に応じた環境の管理、外部環境及び動力設備からの遮断など、適切な保存環境について技術的な検討が必要であるということです。また、防災及びバックアップシステムの確立についても、首都直下地震に耐え得る強度の確保などといったことも重要であります。

「③ 修復のための設備の充実と体制強化」ですが、修復については、十分な作業スペースの確保や事務スペースとの分離といった設備の整備とともに、体制の強化が必要であります。

「④ 保存・修復に係るセンター機能の確立」は、以上に加え、国立公文書館がセンターとしての役割を担うべく、例えば、デジタル資料の長期的保存と修復も手がける調査研究拠点の構築をすることや、災害時においてボランティアスタッフの組織化を図るなどといった体制と施設の確保をすること、あるいは、緊急時に備えて有識者や地方公文書館等とのネットワークを構築する等の取組を進めることも重要であるとしております。

それから、「(4) 調査研究支援機能」の現状について、本館閲覧室は約340m<sup>2</sup>で、40名が閲覧可能であるけれども、満席になる場合もあるという利用状況であります。今後の展望については、まず、快適で利便性の高い閲覧室を整備し出納システムを合理化したいということが「①受入れ文書の拡大や利用の増加にも対応し得る書庫の整備」です。

「② 利用者が調査研究を深めるための設備の充実」ですが、専門的なニーズにも対応した参考図書室や共用研究室の設置、あるいは、利用者相互が意見や情報を交換するためのセミナールーム等の整備により、利用者、研究者の方が調査研究を深めるための環境を整備することも必要ではないかとしております。

「③ 充実した利用サービス提供による来館利用の付加価値向上」ですが、テーマ別の検索なども盛り込んだ利用しやすい検索システムの開発、他機関所蔵の文書も含めた一体

的な検索や情報提供サービス、あるいは、専門職員によるリサーチ支援など、レファレンスやガイダンスの体制を強化することで、来館利用による付加価値のさらなる向上を図るべきとしております。この点につきましては、現在の国立公文書館においても、アーキビストに対するユーザーの研究者の評価は高いという話を前回させていただきました。それから、先ほどのフランスの方々の意見紹介の中でも、コンサルティング、あるいはディスカッションの場という話がありましたが、ただ資料を見て帰るだけではなく、そこで色々と相談や議論をするなど場になると良いかと思えます。

2つ目のパラグラフですが、国立公文書館のデジタルアーカイブあるいはアジア歴史資料センターは、海外の研究者にも広く利用されており、日本研究に対するインパクトが大きいと評価されていることを前回御紹介させていただきました。そのような方々が日本に来た際、国立公文書館も利用していただけるように、レファレンス・ガイダンス等の利用サービスは、海外の研究者も念頭に充実を図っていくことも重要としております。

次の「(5) デジタルアーカイブ機能」について、現状を御紹介します。国立公文書館における特定歴史公文書等のデジタル化の割合は、現在は所蔵資料冊数の約1割で、デジタル化が毎年度1.4万冊程度であるのに対し、移管冊数が毎年度2.4万冊程度であることから、作業ペースが追いついていない状況です。また、デジタル化作業は民間に委託していますが、現状、102m<sup>2</sup>のスペースで、13台のスキャナ機、24人の人員で実施しており、特にスペースの確保が課題となっています。それから、我が国全体の公文書等のデジタルアーカイブ化については、現在「標準仕様書」を国立公文書館から提供しており、10施設との連携を実現しているということで、ここではセンター的な機能を既に果たしているということかと考えます。

今後の展望ですが、「① 修復と連携したデジタル化の拠点の整備」及び「② 我が国全体としての歴史資料のデジタルアーカイブ化の推進」です。②のなお書きですが、国立公文書館のアジア歴史資料データベースも国内外から高い評価を受けており、対象範囲を戦後期にまで拡大する方向性を紹介させていただいております。

続いて、「(6) 人材育成機能」はあらゆる機能に関連するところですが、現状について、国立公文書館の人員は、役職員が51名、非常勤も含めて150名であり、諸外国との比較を記載しております。17ページ目の下、今後の展望ですが、「① 国立公文書館の機能拡大を支える人材の確保・長期的育成」は、評価選別・収集、利用・レファレンス、展示・学習、デジタル化への対応、修復、国内外との交流、普及啓発などの各業務に係る人材のさらなる充実を図る必要があるということかと思えます。それぞれの機能について、以前、アメリカやイギリスとの比較の話がございましたが、各機能について充実が必要ということです。18ページ目の上、外部専門家との協働、あるいは、地方公文書館や民間との人材交流といったことも指摘させていただいております。

「② 我が国全体としての専門家育成（研修対象の拡大）」で、研修を拡大するということが御議論いただきましたけれども、地方公共団体や民間企業においても、そのような

文書管理のノウハウなりスキルが必要ではないかということで、対象の拡大などを御議論いただいたところです。

「③ 大学・大学院と連携した人材育成の深化」ですが、大学、大学院との連携につきましても、色々な論点で御議論いただきまして、国立公文書館においては、平成23年度から実際に大学生、大学院生の実習の受入れなどを行っていますけれども、さらなる充実ということを指摘しております。

「④ 資格制度の確立に向けた検討」についても御議論をいただきました。資格制度の議論に当たり、下から3行目ですが、この点についても民間企業などにも潜在的なニーズがあるのではないかということで、そのような人材の「受け皿」も必要であるといった御議論があったと整理しております。

次の「(7) 情報交流機能」ですが、19ページ目に進みまして、現状でも、ホームページ、Twitter、平成25年から発行しております「国立公文書館ニュース」等の広報物、外部メディア等、各種媒体を通じた情報発信を行っています。また、平成27年9月に「国立公文書館友の会」を立ち上げております。その他に、「全国公文書館長会議」の開催や、国際公文書館会議等の国際的な公文書館活動への参加・貢献を推進しております。

今後の展望ですが、「① 広報の強化と体制整備」では、例えば、広報の専門スタッフの任用や外部専門家の活用といったことを指摘しております。20ページ目に進みまして、戦略的な広報の展開方法として、例えば、歴史研究に関する学校のクラブ、公文書に関心を持つ素地のある方々にターゲットを絞るなどといった具体的な提案もいただいているところです。

「② 国立公文書館を拠点とした交流の促進」ですが、メンバーシップ制度の充実や、例えば、セミナールームやカフェ等の施設、色々なツールの整備といったことが考えられるのではないかと議論いただいたところです。

次に21ページ目、「(1) 国立公文書館の組織・運営について」ですが、国立公文書館の組織につきましても、独立行政法人組織であることの適否を含めて、組織の在り方について検討を行うこととされております。この検討に当たりましては、機能が十分に発揮されるかどうかという観点からの検討が望ましいわけですが、現在のところ、今まで御紹介したような各種機能を発揮する上で、独立行政法人であることが制度的に顕著に問題であるといった点はこれまで見受けられなかったということかと考えます。その一方、独立行政法人化を契機といたしまして、各種機能を担う人材の育成・確保については、例えば、専門的なスキルを持った人材の採用・育成であれば、アーキビストについて研究者の評価が高いという話もさせていただいておりますけれども、そのような実績や、運営費交付金の範囲内で、色々な事業も充実・強化が図られているということもあろうかと思えます。その次ですが、独立行政法人改革により、現在、国立公文書館が「行政執行法人」となっていることを踏まえ、国立公文書館を指導・監督する内閣府の果たすべき役割の充実ということに触れております。また、独立行政法人の形態を維持する場合でも、各種機能が国

立公文書館の権限として位置付けられているかどうかの点検や、必要に応じて位置付けの明確化などが必要ではないかとしております。

22ページ目は運営についてですが、体制の強化に加えて、例えば、ここまで色々と御議論いただいたような、展示・学習や外部へのアピールなどの取組について、独立行政法人としての組織の弾力性を活かしつつ、外部有識者等との連携や民間のノウハウの活用を図ること等によって、組織力を強化していくことが必要ということも記載しております。

「(2) 新たな施設整備に当たっての留意点」ですが、これまで御議論いただいた中でも、色々な方が訪れ、快適、安全に過ごすことのできる環境を整える必要があるということ、例えば、バリアフリーや災害への備えといった点は十分な配慮が必要だと思います。それから、建設について広く国民の理解が得られるよう、コスト面についても十分な配慮・検討が必要であるということで、建設するだけではなく、その後の維持管理、補修なども含めたトータルのコストを考慮して、耐久性が高いもの、機能的なものであることが重要であるということです。現在、国会周辺の土地について建設候補地とさせていただいておりますけれども、やはり三権の中樞を担う国の機関が集中しているエリアですので、周囲の景観との調和に関する十分な配慮などが必要ではないかと記載しております。

23ページ目は、「今後の検討」としてしております。新たな国立公文書館の建設地でございますが、衆議院の小委員会中間取りまとめがありまして、A案、B案の2案が示されました。資料の36及び37ページ目には、御報告させていただいたことのある「新たな国立公文書館に関する小委員会中間取りまとめ」ですけれども、37ページ目に地図がございまして、現在、A案、B案、2つの建設候補地について、敷地の利用方法等について調査を行っているところです。これも年度末までに内閣府としての調査を取りまとめたいと考えておりますので、そちらの進捗を踏まえて、括弧書き部分の記載については御相談させていただきたいと考えております。23ページ目の下は、今後の検討でありまして、上の動きがどうなるかということにもよるのですけれども、新たな施設の整備に直接関連する機能についてさらに具体的に検討を深めていく、あるいは、国立公文書館においては各種取組を推進していくことを示させていただいております。

○老川座長 それでは、これより皆様方から御意見をいただきたいと思っております。内容面あるいは表現の問題等、お気づきのことがございましたら、どうぞ遠慮なく仰ってください。

○永野委員 国立公文書館の在り方の問題と、新たな施設の問題と両方があるので、どうしても話が新たな施設に対してこうやるべきだということが強調されている感じがするのですけれども、国立公文書館自身が国の重要な文書を保存しながらずっと原本を残していく機能があることをあまり強調していない気がしました。他の公文書と連携して何かをしないといけないとはたくさん書いてあるのですけれども、国立公文書館自身が、これから発生することも含めて、国にとって非常に重要な書類を、きちんと原本の形で、大袈裟に言えば何百年ということですから、残していく機能があることも書いておく必要がある。だから、始めから文書を展示するとか、公開すると書いてあるのだけれども、保存し

て運用管理していくことが非常に重要なので、それをもっと始めの方にきちんと書いておいた方がいいのではないかと思います。

○森丘課長 昨年、随分と議論していただいたことを、基本構想にどこまで反映させるのかというあたりのバランスをもう一度見直したいと思います。

○老川座長 つまり、昨年度、中間提言及び調査報告を出しているわけですが、それらの延長で来ているから、前のことをあまり強調していないのかもしれないが、いよいよ本格的に場所を決めようという段階に来ているわけですから、前の報告書でも指摘したことを、もう一度エッセンスを繰り返して盛り込んでおいた方が、国立公文書館の建設に関する狙いや趣旨がはっきりすると思いますので、それはお願いしたいと思います。

○斎藤委員 提言のタイトルが「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」とあるわけですが、施設についての記載は21ページ目の最後に留意点として触れられているだけで、これは建設地がまだ決まっていないといったことから、施設については多くを言及できないという事情もあろうかと思いますが、せめて第4章のタイトルでも「4. 国立公文書館の組織・運営・施設の在り方」とした方が、バランスがとれるのではないかと感じます。また、関連で22ページ目の留意点ですが、これは前回の提言を踏襲する形で、公文書の重要性が建物の態様を通じて国民に伝わるような施設が望ましいといった表現は残しておいていただきたいと感じております。1点、質問ですが、先ほどフランスにおいては私文書等の収集について大変積極的に行われているということがありましたが、この基本構想案あるいは公文書関係の法令で多用されている「歴史公文書等」という「等」につきましては、歴史的に重要な私文書ですとか、写真やフィルムなどといったものが含まれていると解釈してよろしいのでしょうか。

○福井審議官 法的には含まれております。

○井上委員 それでは、何点か申し上げます。まず、展示について、11ページ目に今後の展望として、「② 魅力ある展示方法の開拓」とあります。その2段落目では、公文書館が所蔵する資料のみならず、他機関の所蔵する資料を併せて展示するということが書かれています。他の博物館などの所蔵する資料を併せて展示することだけではなく、国立公文書館が所蔵する資料を他の博物館等に提供するという形で、所蔵する資料を広く利用してもらうようにするという道筋もあると思います。既に色々そのような試みはなされていると思うのですが、博物館等への貸出しを積極的に行い、その中で他機関の企画等にも関与していくようになれば、今後、展示、企画を国立公文書館が行うときにも、外部との連携がよりスムーズに行われるのではないかと考えております。

次に、デジタルアーカイブ機能に関して、16ページ目に今後の展望が書かれていますが、移送によって原本が損傷するおそれがありデジタル化が重要なのだというフランス公文書館からの意見があったと伺いました。前回の議論の際に、利用者である研究者にとって、デジタル化された資料ではなく現物を見た方が使い勝手が良いという話がありました。他方、デジタル化によって検索ワードを入れて全文検索できれば、現物よりもむしろ利用し

やすいということもあると思います。単にデジタル化すればいいというわけではなく、利便性の高い形でのデジタル化が必要だと思います。16ページ目の「今後の展望」ではこの点が、デジタルによる保存などについて強調していますが、利便性の高い形でのデジタル化を図ることも入れていただければと思います。

18ページ目に人材育成の話が出てまいります。国立公文書館の現在の研修体制をさらに充実させ、最終的には資格制度まで繋げていくということが書かれています。ここでは「文書」の管理に力点が置かれているのですが、今、昨今では文書に限らず多様な情報のアーカイブ化が重要になっており、広い意味でのアーカイブ人材が不足していると言われています。「文書」の管理に関わる資格制度と限定するのがいいのか、それとももう少し対象を広げて広い意味でのアーキビストの育成を図るといった方がよいのではないのでしょうか。文書以外にも広げた方がアーカイブに関する社会の幅広いニーズをくみ上げることができ、資格制度なども立ち上がりやすいのではという気がいたしました。

組織、運営、施設に関して、22ページから23ページにかけて、「(2) 新たな施設整備に当たっての留意点」が記載されています。既存施設と新しい施設との役割分担を考えることは重要です。23ページ目の下の○の2行目に出ておりますが、既存施設、特に本館の方はかなり古くなっており、機能的陳腐化が進んでいると思います。少なくとも本館、つくば分館も同様かもしれませんが、既存施設の改修といったことも必要になってくるだろうと思います。その点も書き込んでおいた方が、今後、全体としての国立公文書館の施設の向上に繋がると思います。

○松岡委員 21ページ目の組織・運営の在り方についての2つ目の○ですが、今の国立公文書館で特に「制度上の顕著な問題点は見受けられない」ということで、このような書き方ですが、この調査検討会議の中でも、フランスの事例等について紹介があったように、いわゆる公文書館だけできちんと文書が移管されていくのかという問題について言えば、必ずしも十分ではないことからすると、4番目の○の最後の方にある「公文書管理課の果たすべき役割も重要であり」以下の文章について、もう少し踏み込んで書けないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○老川座長 例えば、このようなアイデアは何かございますか。

○松岡委員 例えば、外局をつくるなど、そのような組織的なところまで書くべきかどうかは分かりませんが、体制の強化というだけではなく、もう少し踏み込んでいただけないかという気がします。

○福井審議官 今のお話は、○の4つ目の下の方というイメージでしょうか。

○松岡委員 4つ目も分かるかと思うのですけれども。

○福井審議官 分かりました。国立公文書館そのものについては、21ページ目の下のところですが、必要に応じて位置付けの明確化も含めた法的措置を検討する必要があることは、一応含み置きをさせていただいております。一方で、内閣府自体、この公文書管理課の体制充実と書いてあるのは、公文書管理委員会において、委員による議論は必要かとは思っ

ております。これはもう少し書き方を工夫してみたいと思います。

○菊池オブザーバー 21ページ目の4つ目の○、まさに今、福井審議官が仰った「国立公文書館を指導・監督する立場にある内閣府大臣官房公文書管理課の果たすべき役割」について、公文書管理課の果たすべき役割の中の大変大事な部分は、独立行政法人たる国立公文書館を指導・監督するという立場の他にもう一つ、大事なことを忘れてはいけないと思うのです。というのは、公文書管理法という法律に基づいて、いわゆる制度官庁として、全省庁の公文書管理について、作成、保存、移管を通じて、もっと指導性を発揮すべき部分があるのだと思うのです。そのような意味でいうと、役所の中ではいわゆる制度官庁と言うのですが、そのような全省庁に適用される制度を所管している立場としては、もっと各省庁の文書管理に対して、指導あるいは積極的に働きかけていく形の機能をより強力に発揮しないと、いくら公文書館の施設を整備しても、公文書館に入ってくる各省からの文書が、2.4万冊という数字が書いてありましたが、2.4万冊程度でいいのかというところも含めて本格的に検討しないといけないという意味でいうと、公文書管理課の果たすべき役割というのは、単に国立公文書館を指導・監督するにとどまらず、全省庁に対して働きかけていくという面での公文書管理課の機能の拡充・強化あるいは体制の充実を、この際、行きがけの駄賃と言っては申し訳ないのですが、是非書き込んでいただきたいと思います。

○老川座長 そこは非常に重要なポイントだと思います。ですから、これは公文書館を監督する、くちばしをさしはさむだけではなく、国は、歴史資料として重要な公文書をきちんと保存し、公文書館に提供させる、この機能をしっかり国としてやる必要があるというのは、我々の意見として言う必要があるのではないかという気はします。

○森丘課長 御指摘いただいた問題は、各行政機関から公文書館に移管されるべき文書がきちんと移管されているかということかと思います。

○菊池オブザーバー いや、それだけではなくて、要するに、公文書管理課は、公文書管理に関する最高責任者である内閣総理大臣の権限を行使する。ですから、廃棄についていかどうかという返事も出すのだと思うのです。そのような意味で、体制がきちんと強化されないと、国立公文書館の機能、施設だけを強化しても、実際に空疎なものになってしまうので、公文書管理課としても、単に国立公文書館を指導・監督するだけではなく、公文書管理制度を所管する立場として、体制の充実には是非力を入れていただきたいということを、この調査検討会議で併せてお願いをすることもできるのではないかと思ったのです。

○森丘課長 移管と廃棄につきましては、公文書管理委員会で公文書管理法の御議論をいただいております。そこで公文書館に移管されるべき文書の評価選別をどうするかということ非常に熱心に御議論いただいております。

具体的な議論の内容を幾つか御紹介しますと、移管されるべき文書が移管されているかということや、実際に文書を見せてもらい、少し黒塗りが多過ぎないかどうかなどといっ

たことについて、前回御説明させていただきましたが、実際に公文書館やデジタルアーカイブを利用しているヘビーユーザーの方々に対して、昨年12月にヒアリング又は文書で御意見を照会しておりまして、併せて新しい公文書館についても幾つかコメントをいただいております。それから、評価選別ですが、アーキビストの業務の主要な柱の一つでもあり、日本の公文書館なり、内閣府も含めてかもしれませんが、体制も含めて、実際にどのような事務の仕方をしたらいいか、例えば、外国では、そのような基準や、色々な判断の積み重ねをしているわけですが、それをどう積み重ねて評価選別の事務に活かしているか、さらには、その基準を判例法のように積み重ねていっているのか、あるいは、評価選別業務を担っているアーキビストについての、例えば人数やキャリアパス、人材育成といったことについて、外国の公文書館を使っていただいているような研究者の方々に2月に調査していただくことになっておりまして、冒頭に御紹介しました永野晴康先生にも、今週、フランスに出張して調査していただいております。そういったことで、実際の事務の進め方についても調査したいと考えております。他にも、例えばフランスではミシヨネールというアーキビストが各省に派遣され、評価選別等の文書管理の指導をしているということ、この調査検討会議でも少し御紹介させていただいておりますけれども、先ほど御紹介したフランスの方々から伺った話ですと、役所の規模に応じて派遣する人数が違うようですが、各省庁に1人もしくは数人が、実際の評価選別も現物を引っ繰り返して見ているのかと思ったら、基本的にはリストを用いるというような方法で行っているようですので、それは現在の公文書管理法で実施している方法と比較して、どのような部分を充実、強化させていくかなど、そのようなことを検討しているところでございます。

○尾崎オブザーバー 確認のためにお伺いしたいのですが、17ページ目の上の方に、現状というものがありまして、国立公文書館の人員は、役職員51名、非常勤職員も含めて150名と書いてあるのですが、今まで公文書館をもっとこ入れしないといけないという話をしてきた時には、この人員について、役職員の数アメリカや韓国などと比較して、こんなに遅れているのですという話を言ってきたわけですが、これからは、非常勤職員も含めて150名ということで御説明なさるつもりなのか。私などは今までずっと51名の役職員数で話をしてきたものですから、大分違うのです。非常勤職員を含めた数ですと、約3倍になってしまうのです。これははっきり足場を固めておかないと、うっかりしたことは言えないという感じがするのですが、そこはどのように割り切っておられるのですか。

○福井審議官 実際に、今、国立公文書館において非常勤職員も含めて随分働いていただいていること、それから、場所を色々と議論するときにも、非常勤職員の居場所も考えなければいけないことを考えると、どうしてもこの数字に触れざるを得ないのかというのが正直なところでございます。

従いまして、物の言い方としましては、役職員数、いわゆる常勤数を申し上げた上で、他に非常勤職員もおりますという言い方をせざるを得ないかと思っているところでございます。

○加藤館長 今の話は、私はやはり51名だと思っているのです。ただ、非常勤という言葉がよくなって、非正規職員で常勤の人と、それから、アルバイト、パートタイマーで本当に補助的にやっていただく人に分かれているわけです。

ですから、正確に戦力はどうなのかということであれば、定員の51名と、少なくとも入れるのであれば、非正規職員の常勤で、フルタイムで働いている人、そのあたりまでの2段階の整理になるのだらうと思います。

○森丘課長 恐らく諸外国と比較する場合には、外国では常勤に相当する者を2,720人などと書いてあるかと思いますが、比較の観点から、非常勤職員数をここに書くのはいいのかどうかということはあるかと思いますが、そこは精査したいと思います。

○老川座長 書き方によるのですが、まずは正規の職員の比較をして、※印か何かで、日本の場合は他にこうなっているということを補足的に説明してはどうか。恐らくアメリカやその他の国も、これは非正規という意味ではなくて、年俸制などいろいろな勤務体系があるでしょうから同列には言えないのだらうけれども、いわゆる補助的な作業をする人はほかにたくさんいるのでしょうから、比較すべきものと、そうではなくそれだけでは当然足りないことから、補助的な作業をする人に手伝ってもらっている、しかし、この人たちの処遇も非常に大事であり、この点についてももっと増やさなければならないということもきっとあるのだらうと思うのですが、そのあたりについて、もう少し説明を丁寧にした方がいいのではないかという気がします。

○森丘課長 色々とお指摘をいただきましたので、工夫してみたいと思います。

○内田委員 この報告書に対する意見なのかどうかは少し迷いつつですが、冒頭に、フランスの御紹介の中で、永野委員がコメントされたことはとても大事なことを仰ったとされていて、全てはテーマを決めることから始めており、そのテーマを決めるのは組織の中の自らの力量で決めていく、これがとても大事だということを仰ったと思うのです。この報告書の6ページ目の冒頭に、公文書館の方向の中で「我が国の意思決定の過程をたどれる歴史公文書等を通じ」云々とあり「知的資源を提供する」とあるのですが、考えてみたら、文書は、言ってみれば、紙とそこに書かれた文字の羅列でしかなく、これを知的資源に変えていく作業を経て初めて、展示も調査支援もできるのではないかと。展示については企画でしょうし、そう考えると、7ページ目にこれから取り組んでいく色々な機能があるのですが、基本的に公文書館がこのような機能で全国的な拠点になるという思想が貫かれていると思うのですが、やはり文書を知的資源に変える機能を誰が担うのか、その中で公文書館自身はどこまで役割を果たすのかということは、少し大きなテーマであると永野委員のお話を聞きながら考えていました。一つ一つを見ていると、内部の人材の強化などは書いてあるのですが、この報告書そのものが公文書館の重要性を国民にきちんとお伝えをして、それを前提に機能の拡充あるいは施設の整備をしていくことを分かってもらえればいいという旨であるとすれば、内部の人材の強化といったところは中で議論すればいい話かもしれないので、館長と内閣府とでしっかり議論いただければいいのかと思います。一方

で、そのような文書をしっかり知的資源に変えていく作業は相当な力量と専門性を要する作業だと思うのですが、この中で公文書館がどういう役割を果たしていくのか、その時にはどのような人材が要るのかということは、今後の公文書館を考える上で、少なくとも避けられないテーマではないかと思いました。

○永野委員 私も全く同じようなことを考えておりました。井上委員も指摘されていましたが、私たちは今までずっと展示・学習機能という言葉を使っているのですが、この構想案の中では、展示が本当に物を置く意味での展示と書いてあるのです。私たちは、それだけではなく、情報の公開だとか、情報の共有だとか、そういう観点で話をしている、その話をしているときは、デジタルも全部含めて考えているのです。ところが、こうして項目を立ててしまうとそれが閉じてしまって、外で見るとデジタル化に関してと書いてあるけれども、私から見るとやはりその話が繋がっていないのです。だから、デジタル化はアーカイブの話になってしまいますが、もう少し言葉を工夫して、要するに、持っている資源をどのように皆に見せ、学習していくようなチャンスを与えるかという機能があるというメッセージにできればと思ったということと、それから、フランス招聘のときにも思ったのですけれども、それにはやはり内部に専門家がいることが必要だということです。そうすると、ここで専門家がたくさん必要と書いてあり、あれもこれも強化しないといけないと書いてあるのですが、本当は項目を1つ立てて、要するに、展示という言葉を使うのがいいのかどうか分かりませんが、情報公開や学習のための専門家を内部で養成しないといけないと書かないと、機能的には変わっていかないと考えました。

○老川座長 そのあたりは色々工夫してもらいたいと思います。私も、言葉遣いのところですが、幾つか気になるところがありますので、申し上げたいと思います。まず、5ページ目の下から8行目、「そのためには」というところの段落の「我が国の歴史に親しみ学び、誇りを持てるような施設」云々、その下に「国民の関心と誇りの高さを伝え、誇れるような」と「誇り」という言葉が3つも1つの文章にあるので、少し煩わしい。趣旨は全く同感ですが、「国民の関心と誇りの高さを伝えられるような存在となることが望ましい」で十分に意味は通じるのではないかと思います。同じ言葉を幾つも並べるのも、読んでいて煩わしいという気がしますので、表現の問題ですが、言葉を少し整理されたいかがかと思います。

それから、15ページ目の③の下の方、「日本研究へのインパクトが大きい」という、この場合の「インパクト」という言葉がよく分からない。「日本研究へのインセンティブ」などという意味で仰っているのかと思うのですが、もう少し何か工夫したらいいのではないかと。日本研究への関心を高めてもらうことに有効だといった趣旨だと思うのだが、「インパクト」という言葉はどうかという気がするのです。

そして、先ほどもお話が出ている18ページ目の「④ 資格制度の確立に向けた検討」の趣旨は全く同感ですが、表現上、「民間企業も含めた潜在的なニーズ」と言っただけでは、何のニーズかということが分かりにくいので、「潜在的な文書管理に関するニーズ」など、

文書管理だけではないと井上委員が仰ったけれども、どんな言葉でもいいのですが、もう少しイメージが湧くような言葉を補う必要があるのではないかという気がします。ここは非常に大事なことで、アーキビストを育てても就職先がないということでは、なかなか学生も食いつかないし、教える側も気合いが入らないというところなので、そうではなく、このような資格を持つと非常に色々なところで活躍できるとすることが、一種の社会的なインフラとして大事なのだということになるのだらうと思うので、そのあたりの表現をうまく考えていただきたいと思います。

○井上委員 先ほど菊池オブザーバーから、公文書管理課の役割は非常に重要だというお話がありました。もしこの点についてどこかに書き込むのであれば、8ページ目の「(1) 収集・情報提供機能」に入れてはどうでしょうか。これでは収集対象を広げるといった話を中心になっているのですが、メインである行政文書の移管について、公文書管理委員会の議論などを含め1つ項を立てることが考えられようと思います。

○老川座長 時間が参りましたので、他にも御意見があるかと思いますが、本日の会議はここまでとさせていただきます。本日いただいた御意見も踏まえながら基本構想の取りまとめをお願いしたいと思います。もし何か是非これは追加してもらいたいということがありましたら、事務局にその旨を御連絡いただければと思います。

○森丘課長 本日の御議論を踏まえまして、基本構想を整理させていただきたいと思えます。追加で御意見を頂戴できれば、そこも反映させていただきます。本日御欠席の委員の方からも御意見をお寄せいただくようお願いするつもりです。事務局で一旦整理いたしまして、老川座長に御相談させていただいた上で、今後の進め方をまた御相談させていただきたいと思っております。また、メールなどで御連絡させていただく場合もあるかと思えますので、よろしくお願いたします。毎度申し上げますけれども、机の上に冊子やファイルを置いておりますが、こちらはまた次回に用意させていただきますので、そのままにさせていただいて結構でございます。

○老川座長 では、本日はどうも御苦労さまでした。